

## 5 虐待の防止

### 子ども虐待の定義

児童虐待防止法においては、「児童虐待」を殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。

具体的には、児童虐待防止法第2条において、「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について次に掲げる行為をいう。」と規定され、

- ア. 児童の身体に外傷が生じる、又は生じる恐れのある暴行をすること。
- イ. 児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること。
- ウ. 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による同様の行為、放置その他監護を著しく怠ること。
- エ. 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

と4つの行為類型が規定された。具体的には以下のものが児童虐待に該当する。

#### ア. 身体的虐待

- 外傷とは打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷など。
- 生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束するなど。
- 意図的に子どもを病気にさせる。

#### イ. 性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

#### ウ. ネグレクト

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- (1)家に閉じこめる（子どもの意思に反して学校等に登校させない）
- (2)重大な病気になっても病院に連れて行かない
- (3)乳幼児を家に残したまま度々外出する

(4)乳幼児を車の中に放置するなど。

●子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。

●食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。

(1)適切な食事を与えない

(2)下着など長期間ひどく不潔なままにする

(3)極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど。

●親がパチンコに熱中している間、乳幼児を自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児だけを家に残して火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。

●子どもを遺棄する。

●祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人がア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。

#### エ. 心理的虐待

●ことばによる脅かし、脅迫など。

●子どもを無視、拒否的な態度を示すことなど。

●子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。

●子どもの自尊心を傷つけるような言動など。

●他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。

●子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう。

#### 虐待の判断に当たっての留意点

個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき行われますが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断する必要があります。その際留意すべきは子どもの側に立って判断することです。虐待を判断するに当たっては、以下のような考え方が有効です。

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」（小林美智子，1994）

#### 児童に対する虐待の禁止

児童虐待防止法第3条は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としているが、これは、保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべき子どもに対して何人も「虐待」をすることは許されないことを規定したものです。

「虐待」とは、保護者による児童虐待のみならず、幅広く子どもの福祉を害する行為や不作為を含むものです。何人も子どもに対する様々な虐待行為（児童福祉法第34条や児童買春・ポルノ禁止法に掲げる禁止事項や、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪等は

株式会社とびら 訪問看護ステーションとびら 児童ディサービスやっほ

もちろん含まれる。)をしてはならないことが規定されています。なお、保護者以外の者からの虐待を受けている子どもについても、児童福祉法にいう「要保護児童」に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になります。

## 虐待事例への援助の特質

### (1)保護者の意に反する介入の必要性

虐待を受けた子どもに対しては、単に保護するだけでなく、心理的治療が不可欠となる。しかも、虐待事例においては、保護者は虐待の事実を認めなかったり、否定したり、気付いていなかったりすることも多く、相談や子どもへのサービスが実施しにくい。虐待の場合には、子どもの生命や健全な成長・発達、ウェルビーイングを守るため、保護者の求めがなくとも、あるいは保護者の意に反しても、介入していかなければならない場合が少なくない。

### (2)諸機関（専門家）の連携の必要性

このように保護者の同意が得られにくいこと、そしてそのような家庭には多くの困難な要因（条件）が複雑に関与しているために、一機関、一専門家では対応が困難で、相互の連携が不可欠といえる。例えば、保護者が子どもの施設入所に同意しない場合には、弁護士関与により法的に対応する必要も出てくる。家庭が貧困であったり、病人を抱えていたり、保護者に精神的な問題があれば、福祉事務所や保健所、医療機関等との連携が必要となる。

### (3)児童相談所と施設、里親との連携の必要性

虐待事例では、児童福祉司や心理職員による家庭訪問や通所での相談・指導を行う一般の相談とは異なり、親子分離をせざるをえない場合が少なくない。子どもを虐待環境から離し、「安心できる」あるいは「安全である」と感じられる乳児院・児童養護施設や里親のもとに保護しなければならない事例も多い。しかし、通常これら親子分離は、援助の一過程にしか過ぎず、援助の目標は、基本的には家庭復帰である。このため、施設入所や里親委託後の家庭環境調整や子ども、虐待を行った保護者への援助が不可欠であり、入所後の児童相談所と施設の連携が強く求められる。

### (4)虐待をする保護者のリスク

虐待をする保護者は、子どもにとって、安心できる、情緒的に深いつながりのある大人ではない。したがって、施設入所後、子どもの家庭復帰は慎重にすすめるべきではない。「何と云っても親子だから」、「保護者が引き取りを求めているから」と、いわゆる「親子不分離の原則」に基づき、性急に家庭復帰を目指すのは危険である。安易な面会、外泊により、子どもが虐待を再体験することもあることに十分留意する必要がある。

### (5)在宅での援助を継続する場合

必ず子どもの安全が確保できる体制を組むべきであり、保健師、民生・児童委員（主任児童委員）、保育所の保育士、幼稚園・小学校・中学校等の学校の教諭、民間団体等との連携を図る必要がある。

## 援助に際しての留意事項

個々の子ども虐待は極めて多様であるだけでなく、福祉、保健、医療、教育、司法など多岐にわたる問題を抱え、かつその背景やメカニズムも複雑である。したがって、援助に際しては個別的特性を十分に酌み取り、個々の問題に応じた複合的対処をしなければならないが、以下の事項は基本的なこととして留意することが大切である。

### (1)迅速な対応

子ども虐待は、事例によっては猶予を許さない緊急な対応が必要であることが少なくない。児童相談所や児童福祉施設などの職員は日常業務に追われ多忙を常としていると思われるが、虐待の発見や通告がなされたときは他の業務に先んじて対応を行うことを原則としなければならない。初期の対応が緩慢で手間取ることによって取り返しのつかない事態に至る事例が少なからず生じている。このため、児童虐待防止法では、「前2項（第8条第1項及び第2項）の児童の安全の確認、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うよう努めなければならない」（児童虐待防止法第8条第3項）と規定されたことに留意すべきである。

また、夜間や休日に虐待が発生することもよくあり得ることなので、夜間や休日における相談や通告、あるいは緊急保護の体制を整備し、関係機関や住民に周知するよう努めなければならない。

### (2)組織的な対応

子ども虐待への援助は、担当者一人の判断で行うことを避けなければならない。発見や通告があれば、即刻受理会議を開いて調査やアプローチの方法、あるいは一定の評価を行わなければならない。その後も情報の収集や機関連携、援助の方向などを組織的協議に則って進めていく必要がある。特に困難な保護者への対応、ポイントとなる調査や機関協議などは複数の職員で対応することを心がけねばならない。担当者一人に負担がかかり過ぎないように組織としてサポートしなければならないし、一視点による判断の弱点を組織としてカバーすることに留意しなければならない。

また、総合的、多面的に問題をとらえ、よりの確な評価や判断を行うためにも、個別事例の取扱いを含め都道府県等の児童福祉担当部局との連携を密にするほか、児童福祉審議会や要保護児童対策地域協議会などを積極的に活用するよう心がけるべきである。

### (3)機関連携による援助

多様な複合的問題を抱える家族に対しては、一機関の自己完結的な援助で効果をあげることは困難である。したがって、問題に対する対応機能をもった機関との連携が援助にあたっての必須の条件になる。しかし、機関連携が効果を発揮するためにはお互いがそれぞれの立場と機能を十分に理解し、問題に対する認識と援助目標を共有化させる作業が必要である。

そのためには、関係機関等の代表者による情報交換や個々の事例に則した担当者レベルによる個別ケース検討会議が必要となる。個別ケース検討会議では、相互の役割分担や援助のキーパーソンを定め、随時援助の評価や調整を行っていくことが大切になるが、会議に当たっては事前に機関内で十分に検討することや、必要に応じ機関としての決定権をもつ人の参加が重要

になる。また、日ごろからの機関同士の協力関係の維持や職員の相互面識も大変重要な要素であるので、日常的なネットワークの構築や多職種研究会の取り組み等にも積極的に努力すべきである。

#### (4)子どもの安全確保の優先

我が国の制度においては、児童相談所が介入・保護の役割と後の指導・治療の役割を担うため双方のバランスが難しく、できれば保護者と摩擦を起こさないことに注意が注がれることになりがちである。しかし、個々の子どもにとっては安全確保こそが最優先課題であることを常に意識しておかなければならない。保護者との関係性に配慮が行き過ぎることによって介入や保護の判断が鈍り、結果として子どもが犠牲になってしまう事例が少なからず生じていることを援助に関わる者は十分、肝に銘じるべきである。関係者との協議や要保護児童対策地域協議会においても、危険性を最も懸念している人の判断に立った上で援助を展開していくことを原則とすべきである。また、保護者に対し一貫性のある毅然たる対応を採った結果、後に保護者との良好な信頼関係が形成されるケースも多いとの指摘があることにも留意する必要がある。

#### (5)家族の構造的問題としての把握

子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、経済、就労、夫婦関係、住居、近隣関係、医療的課題、子どもの特性等々、実に多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切である。したがって、単なる一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくいということを常に意識しておかなければならない。放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくことが重要との認識が必要である。また、家族全体としての問題やメカニズムの把握の視点と、トータルな家族に対する援助が必要不可欠である。

#### (6)保護者への援助

援助に際しては、在宅にせよ、親子分離にせよ、子どもと保護者の双方の自己実現への支援という観点も踏まえ、適切な親子関係を基本とする親子の再統合その他の良好な家庭的環境での生活が援助の際の究極の目標であり、その目標に沿った援助を進めることが必要である。

#### (7)基本としてのカウンセリングマインド

介入と保護とは一見矛盾するが、保護者も往々にして虐待の被害者で様々な困難に直面している者であることが多いので、できるかぎり保護者の心情や背景を酌み取った面接や対応に心がけるべきである。その意味で保護者のニーズに沿う介入や援助を相手の特性や状況に応じて種々工夫し、相手にとってもメリットのある手立てや納得のいく方法をいろいろな角度から検討・吟味すべきである。しかし、その効果と全体的な虐待の状況、危険性、家族や保護者の特性などを総合的に勘案・評価し、受容的アプローチと介入型アプローチ、行政権限・司法的介入の手法選択を、極力早期に決断すべきである。

## (8)親権の制限と権限の行使

行政権限による一時保護や家庭裁判所への審判申立てなどの手法は、子ども虐待の援助においては必要不可欠な援助手法である。特に児童福祉法において唯一法的権限を与えられている児童相談所は、他の機関では代替できない権限を持った機関であることを強く認識し、権限発動の社会的使命を担っている。

### 虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）

#### 1. 保護者側のリスク要因

- ・妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）
- ・子どもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生しこ  
とで胎児への受容に影響がある。長期入院）
- ・マタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- ・元来性格が攻撃的・衝動的
- ・医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- ・被虐待経験
- ・育児に対する不安やストレス

#### 2. 子ども側のリスク要因

- ・乳児期の子ども
- ・未熟児
- ・障害児
- ・何らかの育てにくさを持っている子ども

#### 3. 養育環境のリスク要因

- ・未婚を含む単身家庭
- ・内縁者や同居人がいる家庭
- ・子連れの再婚家庭
- ・夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
- ・転居を繰り返す家庭
- ・親族や地域社会から孤立した家庭
- ・生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- ・夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- ・定期的な健康診査を受診しない

## 身体的虐待を疑う

### 1. 身体的徴候

#### ①外傷（皮膚変色、熱傷などの皮膚損傷）

- ・体幹、耳介、頸部、外性器、臀部など事故では起こりにくい場所、
- ・パターン痕(手形痕、ループコード痕、二重条痕、咬傷、強制浸透熱傷など)
- ・新旧混在する外傷(痕)
- ・保護者が説明できない外傷(痕)
- ・保護者が説明する受傷理由では説明できない外傷(痕)
- ・受診のタイミングが受傷から時間が経過している
- ・外傷を反復している

#### ②栄養不良

- ・体重増加不良/体重減少
- ・低身長

#### ③不衛生

- ・入浴できていない（垢、毛髪、臭い）
- ・衣類の清潔が保たれていない

#### ④慢性疾患の不適切な管理

- ・アトピー性皮膚炎、気管支喘息など

公益社団法人日本小児科学会  
こどもの生活環境改善委員会

## 高齢者虐待

### 1. 1 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

### 1. 2 「高齢者虐待」の捉え方

#### 1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（第2条第1項）。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

#### ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



## イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  
 ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき

職務上の義務を著しく怠ること。

iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える

言動を行うこと。

iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

### ◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>	「養介護施設」又は「養介護事業」の（※）業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施</li> <li>・介護老人保健施</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>	

（※）業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます（高齢者虐待防止法第 2 条）。

## 2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。

また、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の一つとして、市町村に対し「被保

険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」[介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号]の実施が義務づけられています。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されている、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

## 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（第 20 条）。また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（第 21 条第 1 項）。

※これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（同条第 3 項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

養介護施設・事業者は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層にあっては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

### 3 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

#### 3. 1 基本的な視点

##### 1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者虐待防止対策の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することです。高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

##### 2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応（高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援）を行うことが重要です（20 ページの 3. 2 その 2 に留意すること。）。

##### 3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣とのつきあいがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働き

株式会社とびら 訪問看護ステーションとびら 児童デイサービスやっほ

かけを通じてリスク要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった取組を推進していくことが重要です。

#### 4) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し高齢者や養護者・家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。

養護者による虐待の通報者として最も多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護保険事業者等と連携していくことも重要です。また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、清潔が保たれていないなどの情報が、早期発見等につながります。

#### 5) 高齢者本人とともに養護者を支援する

養護者支援のためのショートステイ居室の確保  
法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急性を認めた場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 14 条）。

直接高齢者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば高齢者虐待に繋がる場合、あるいは高齢者が要支援や非該当であっても緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などは、養護者の負担を軽減する観点からも利用を検討します。

#### 居室の確保策

高齢者虐待防止法第 14 条第 2 項に規定する「居室を確保するための措置」として、短期療養するための居室を確保して対応する方法に関連し、介護報酬において平成 18 年度改定において、「緊急短期入所ネットワーク加算」を設けられました。

高齢者虐待では、養護者への精神的・身体的な負担が大きくなり、高齢者にやさしくできない、あるいは自分自身を責めるなど、徐々に精神状態が不安定化して虐待に及ぶケースが少なくありません。このような事態を防ぎ、養護者の本来の力を回復してもらうことを目的として「介護者のメンタルヘルス相談」が開始され、心理相談員が窓口や訪問、電話によって相談を受けています。

職員のメンタルヘルスも重要で、取り扱う問題が大変な内容でストレスが高いこと、解決に至るのが難しいこと、支援のプロセスが長期に及ぶこともあるため、対応する職員への支援も検討する必要があります。

## 1. 身体的拘束0指針に関する基本的な考え方

### ① 身体拘束の禁止

身体拘束は利用児者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。株式会社とびら、訪問看護ステーションとびら、児童ディサービスやっほは、利用児者一人ひとりの尊厳に基づき、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、事業所を運営し、身体的、精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、原則として実施しません。

②身体拘束0指針に沿って、委員会の設置、身体的拘束0に取り組みます。

## 2. 身体的拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子、バギー、椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子、バギーや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、T字型抑制帯や腰ベルト車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある方の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等を紐等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

## 3. 目指すべき目標

利用児者への理解と基本的なケアの向上により、身体的拘束の解除に向けて取り組みます

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くように努めます

### ① 利用児者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束を除きます

利用児者一人ひとりの特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施します

### ② 責任ある立場の職員が率先して組織全体の資質向上に努めます

管理者、児童発達支援管理責任者等が率先して、組織全体の知識、技能の水準が向上する仕組みを作ります。特に認知症及び認知症による行動心理症状について施設全体で習熟に努めます

### ③ 身体的拘束0のため利用児者、その家族と話し合います

利用児者、その家族にとってより居心地のいい環境、ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます

#### 4. 身体的拘束0委員会の設置及び開催

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束0のため体制を維持、強化します。

##### (1) 身体的拘束0委員会の設置及び開催

身体的拘束0委員会を設置し身体的拘束0を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用児者に係る状況の確認を含みます。委員会は年2回定期で開催します。特に利用児者の家族が身体的拘束を実施している場合は、臨時会議を開催し、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します

##### (2) 委員会の構成

委員長 児童ディサービスやっほの児童発達支援管理責任者

副委員長 訪問看護ステーションとびらの管理者

委員 保育士、看護師、理学療法士等、児童指導員

##### (3) 委員の役割

委員長 身体的拘束責任者

副委員長 委員長の補佐・調整

委員 家族等との連絡調整、記録

利用児者、その家族への説明、意見調整

ケア方法の工夫、記録とその活用、ケアマネジャー又は医療相談員との連携

医師との連携、医療機関との連携、

##### (4) 委員会の検討内容

- ① 身体的拘束案件の検討
- ② 3要件の再確認
- ③ 3要件の再確認要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用児者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します
- ④ 身体的拘束の開始を検討する場合は、3要件の該当状況、代替案について検討します
- ⑤ 身体的拘束が必要と判断した場合は医師、家族等との意見調整の進め方を検討します
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直しをします。
- ⑦ 今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑧ 議論のまとめ

##### (5) 記録及び周知

委員会での検討内容を記録し、これを適切な作成、説明、保管するほか、委員会の結果について全職員に周知徹底します。特に、臨時開催した場合、その利用児者の該当する行政機関及び連携機関に報告します

##### (6) 身体的拘束0のための研修

身体的拘束 0 のため、職員採用時の他、年 2 回の頻度で定期的な研修を実施します  
研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（概要）を記載した記録  
を作成します。

## 5. 三要件の確認

### ①

切迫性：利用児者または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと

一時性： 身体的拘束が一時的なものであること

### ②

三要件合致の確認

利用児者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、解除に向けて取り組みます。

### ③記録

三要件を確認し身体的拘束を実施する場合、次の事項について具体的に利用児者、その家族等に説明し書面「身体的拘束に関する報告書」で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる個別の状況及び理由
- ・拘束の方法（場所、行為、部位、内容）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除予定（解除予定は必須）

1. 身体的拘束を実施している場合の日々の記録「身体的拘束に関する日々の態様記録」  
拘束の実施状況や利用児者の日々の態様（時間や状況毎の動作や様子等）を記録し、身体的拘束 0 委員会  
で拘束解除に向けた取り組みをします。

## 2. 本指針の閲覧

本指針は、本社で使用する安全管理マニュアルとともに、全ての職員が閲覧可能とするほか、  
利用児者およびその家族も閲覧できるよう、掲示とホームページに公開します。

【自社 HP】

<https://www.tobirakawanishi.com/>

## 株式会社 とびら 虐待防止委員会規程

### （委員会の目的）

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人や様子等権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

### （委員会委員の選出）

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は、代表取締役とする。
- 2) 副委員長は、代表取締役代理、児童ディサービスやっほの児童発達支援管理者、訪問看護ステーションとびらの管理者、サービス提供責任者とする。
- 3) 委員には、児童ディサービスやっほの看護師、保育士、介護職より各1名選出する。訪問看護ステーションとびら看護師、リハビリ職員から各1名選出する。
- 4) 委員に、利用者の代表を加えることができる。

### （委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年2回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

### （委員会の実施）

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領及び行動指針を職員に周知する。
- 2) 虐待防止に係る研修会を年1回以上行う。
- 3) 年2回定期に開催する委員会前に「虐待早期発見チェックリスト」を用い調査を行う。
- 4) 「虐待早期発見チェックリスト」の調査結果を委員会報告する。
- 5) マニュアル、チェックリストの見直しと必要時改訂を行う。
- 6) 掲示物等、ツールの作成及び掲示を行う。
- 7) その他、法令及び制度の変更の時、必要規定等を見直しする。

### （委員会の責務）

第5条 委員会及び委員は次の責務を負う。

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より関係法令の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長及び副委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるよう

株式会社とびら 訪問看護ステーションとびら 児童デイサービスやっほ

な支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導する。

4) 委員会は、その他の各委員会とも連携を取り、利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

5) 委員会は身体拘束等の適正化についても検討する。

(委員会の委員)

別途添付